

Title	英國中世社會の法的基礎と其變動
Sub Title	
Author	槇, 智雄(Maki, Tomoo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.2, No.1 (1922. 11) ,p.27- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19221100-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國中世社會の法的基礎と其變動

題して中世社會と稱するも、吾人の觀察は當然第十三及び第十四の變動多き兩世紀を主とするものである。第十四世紀の末葉は政治に宗教に社會の組織に一の革命期であつた。殊に一三八一年の農民叛亂は中世史上意義多き事件で、政治宗教は素より、社會及び經濟上に解答せらるべき幾多の問題を提供する。其の性質並に原因に對する警見は當時の社會觀察に好個の手引を與へるのである。

同年の農民叛亂は五月の末エセックスの徵稅吏に對する反抗に其の端を發し、ケント直に之に應じフット・タイラーを頭とし、テームスを相挾み、北東、南東より倫敦を脅した。數日ならずして倫敦は叛徒の暴威に委ねられ、若年の王リチャード二世の勇氣と慧智は纔に倫敦を平靜に復歸せしめたが、動亂は漸次に英蘭土の北東及南西に向つて擴大した。其の暴徒の所爲を見るに、或は高僧土豪の邸宅に侵入し、或は掠奪し、或は牢獄を破壊し、或は收稅及び法務上の書類を破棄し、當時の高官を探索して之を殺した。

試みに叛亂の當時を概観せばジョン・ウォクリッフの時代であり、其の門下や僧ジョン・ボートルが各地に布教し、又ラングランドの“Piers the Plowman”が廣く讀まれた時代なのであつた。叛亂に先立つ十年ウォクリッフは所有(Dominium)に關する學說を創始してオックスフォードに之を說いた。(註二) 之に従へば凡ての財は神に屬し、各人は神より之を直接に享くるのである。故に唯神寵に與り得る者のみが所有し得て、加之此の神寵に浴する者即ち眞の信仰の境涯にある者は凡ての財を所有し得るのであると、其後、ウォクリッフは漸次所有の學說に興味を失ひ、寧ろ純然たる教義上の革命說を説くに至つたが、一度彼の感化を受けたる貧僧侶が、又布施に頼らねばならぬ布教師が、虐げられたる當時の民心に阿つて教會財產制を否定する共有の主張を說きたるは見易き所である。

ジョン・ボートルは既に之より久しき以前革命的の布教に從事した。其の説く所を見やう。彼は日曜彌撒ミサを終へて教會より離散せんとする群集に説くを常とした。“友よ、凡ての財が共有せらるゝに至るまで此の國の萬事は圓滑に運ばぬであらう。領主或は奴僕及び其の他の差別が撤廢されぬ限り凡ての弊害は除去せられぬ。彼等は如何に惡しきまに我等を遇するぞ。何の理由に依つて斯くも束縛するぞ。我等とてもアダム、イヴの同じき祖先を有するではないか。彼等は如何なる理由を示して其の主たる事を證せんとするか。恐らく我等を使役する事實を以てするであらう。彼等は毛皮に身を包むに我等は片布を身に纏ふ。彼等は華美なる邸宅に供するに我等は田野に風雨に晒さる。然れども彼等の華美なる生活は我等の勞役の產物である。我等は奴僕と呼ばれ、働かざれば打たるのである”。(註二) 宜なる哉、叛亂が倫敦に殺倒して首府を去る五哩の地點に屯ろせる同年六月十二日彼は

When Adam delved and Eve span
Who was then a gentleman?

なる標語の下に一團の叛徒を煽動して居つた。而してラングランドの“Piers the Plowman”は當時の農民の困苦と、高官の專政、僧侶の放縱、富者の罪惡に對する憎惡が如何に多數民衆の心底に漲つて居たかを物語る。(註三) 農民叛亂とウヰクリッフ、農民叛亂と共產的思想、其の間に何等因果の關係なきを說き、又叛亂は共產主義の色彩と有せずと云ふ。(註四) 然し是等は當時の弊害を最も強く見たるものゝ思想的根底を形成したのは疑はれぬ。

然し叛亂の導火線は更に具體的人頭税の徵集であつた。叛亂當年の人頭税は富者をして貧者を扶助せしめんとする策を講せるに拘はらず、結果は代つて不平不満の原因となり、延ひて各村の課稅人員數の不正報告となつた。之が必然の結果は稅吏の峻嚴なる徵集である。(註五) 斯くて稅吏に對する反抗は叛亂の端緒となり、王は自らの收入に活けとの原則(註六)にも拘はらず數次人頭税を徵集するの已むなきに至らしめたる佛蘭西との戰爭は人民の怨嗟の的となつた。更に久しきに亘る戰爭は民心を遲緩せしめ暴徒たるべき無賴の輩を養成した。依之觀之當年の惡政は亦叛亂の一原因であつた。

農民叛亂を更に意義あるものとするは茲に經濟並に社會上の原因存するに依る。叛亂は中世紀に於ける資本に對する勞働の爭鬭であつた。ソーロルド・ロヂアース及びスタッブスは叛亂原因を下の如くに説く、(註七) 一三四八及び九兩年の猖獗を極めた疫病は英國經濟史の大轉機である。マナア制度は既に第十四世紀の初頭に崩壊の端緒に着いた。即ちヴァレーン(villain)に依る領主所領(demesne

(and) の耕作は領主にも又耕作者にも利なきを教ふるや、勞役を金錢地代に代らしめて此而した。の勞役の廢止はヴァレーンの地位の改善である。然るに此の時病疫は突如として全土に猛威を逞へしや病疫に依る人口の減少、即ち労働者の減少、延ひては勞銀の高騰は領主をしてヴァレーンの勞役耕作への復歸を切望せしめた。茲に於て領主とヴァレーンの反感生じ、遂に叛亂の原因を醸したとする。

又アツシユレト教授の如く當時領主は刑罰を設けて勞役の勵行をなしたるが原因で左まで疫病を重視するの要がないとしてロデアースの説を否定する。(註八) 然しロデアースの説の誤謬は寧ろ勞役廢止、金錢地代を用の發現が病疫の年に前後して始まり、當時のヴァレーンの地位はロデアースの主張する如く改善せられて居なかつたと云ふ點にある。唯、病疫は勞銀を騰貴せしめ領主をして土地耕作上幾多の不便を感じしめ、従つて領主は從來の勞役を課せんとし、他方ヴァレーンは勞銀の高騰に均霑せんとし、茲に端なくも兩階級の争鬭を導いたのである。(註九) 然し如何に其の結果の大なるにせよ疫病の如く一時的偶發の事件に餘り重きを置く事は出來ぬ。寧ろ吾人は恒久的なる經濟的動力例へば勞役に代る金錢地代の如き運動にこそ注意すべきであつて他の事柄は概して從たる立場に立つものである。(註十)

吾人は此の問題の解決を後に殘して今は叛亂の首領なるワット・タイラード・ジヤック・ストロウの要求を見る。(註十一) 答ふべき社會的問題は數多い。其の要求に曰く、全國のヴァレーン或は農奴は之を解放し其の勞役は廢止せよ。農民は年四ペニスの地代を拂ふて自由民である。或は曰く禁獄法の撤回(註十二) 教會所領の沒收、司教管區の廢止、更に曰く人は凡て平等にして王を除き、何等法律上の

差異はなんぞやるやうな。自由民とは何か。非自由民とは何か。ヴァンーンと農奴、其等の社會的地位、法律的待遇の差異とは何か。吾人は先づ當時の社會制度の基礎に言及して是等の關係更に其の變動に就て見んとするやう。

註1) ウヰル・クラフスの Dominium は單に所有 (ownership) のむ盤かノードなど、等しく主君たるの權 (Lordship) をも意味して居る。封建制度の影響の下に偏離をへて現じるゝあるドーの財産とした。ウヰル・クラフスは之に反対して僧職は Dominiū に崇められ Ministerium だらん主張した。

Lechler—John Wycliffe. trans. by Lorimer. Ch. VIII. 5.

M.W.Patterson—A History of the Church of England p. 161-2

註1) G. M. Trevelyan—England in the Age of Wycliffe 附の Froissart の語によれ。P.197.

註1) William Langland—The Vision of Piers the Plowman. 狹隘の腐敗不公の 1例として左の如くある (Passus-III.152-161)

When she's well with the king, then woe to the realm !

For she favours the false, and defeats the true.

With her gems and her jewels the judge she corrupts,

Lies against the law, and limits its way,

Till faith has no force, where her floris abound.

She leaves law at pleasure, and 'lovedays' appoints;

men lose, for her love, what the law might win;

The poor man is poised, though he plead for ever;

Since law is so lordly, so loath to make end,

Without presents or pence she pleases but few.

註四 Lechler, ch. IX. 3. C.Petit-Dutailis—Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History. p. 276

註五 人頭税に關する研究 C. Oman—the Great Revolt of 1381 1381年ノイノ110万人の全國人頭税ヲ主導シテ1381年は八九六、四月一ヶ月もいふ。The Political History of England. Vol. IV. p. 23. 異なる天子が二つ在る事故は五朝の減少から生した。

註六 王の租稅權に關する此原題に關するビ Stubbs. Vol II. p. 543 見れ。

註七 Thorold Rogers—Six Centuries of Work and Wages. Ch. VIII. 皮毛 History of Agriculture 1. p. 81-82. Stubbs. II. p. 475-7.

註八 Ashley—Economic History. vol. I pt ii p 265-7.

註九 Petit-Dutailis. p. 257.

註十 Vinogradoff—English Historical Review. XV. p. 779.

註十一 The Political History of England IV. K. M. D. H. R. 1. 11. 1. 要采 p. 46.

註十二 森林法 (Forest Law) せへニテ往々以來最も放恣なる大權の 1. ルーハ第十三世紀を過ぐて森林法の制限及び懲處に力を盡し第十世紀に至る森林法の禁制は緩和された然るに依然として勢力を有した。禁獵法 (Game Law) は森林法の後繼とされヘン・ダマラーの駒馬等の放逐の如き “that all warrens, as well in fisheries as in parks and woods, should be common to all: so that throughout the realm, the waters, ponds, fisheries, woods, and forests, poor as well as rich might take the venison and hunt the hare in the fields.” 森林法の詳細なる研究に關する Petit-Dutailis p149 云く “鷹兔の輩に羅の Bund schuhe の體に於ける第四及び第五條の比較は非常なる類似を示し此の禁法の其の土地の如何を問はず如何に農田に植樹のものなりしがた物語也。

二

英蘭土は之を經濟的に見れば第十四世紀の末葉に至るまで純然たる農業國であつた。従つて地方經濟生活の状況を知るは當時に於ける經濟活動の大部分を知る事になる。(註一) 故に中世紀の幾多の社會的特長も之を地方的生活に發見するのである。何處を見るも人と人との關係は領主と其の從屬者の關係である。法律は各人を同視しない。所謂農奴の階級がある。自由民、非自由民の區別がある。土地保有者は其の領主に對して種々の義務、負擔を負ふて居る。是等の關係は當時の社會の根幹を形成し、而してマナアは是等の關係の上に立つて經濟生活上の単位をなして居た。斯る社會を組織し、斯る關係を結束するを吾人は封建制度と云ひ封建法と稱するのである。

然るに封建制度なる意義は頗る漠然として吾人を眩惑し易い。時を異にしたるが故に或は又場所を異にしたるが故に封建なる文字は多様に使用し得る事となる。メートランドも云ふ如く封建的なりと稱せらるゝ特長を有する狀態が或る時は有力にして完全なる中央集權の王國なる事あり、又或る時は之と正反対に國民的統一を事實に否定する地方的君公領の漫然たる結合に過ぎない事もある。(註二) 然し封建制度に対する一般的定義は之を別問題とし吾人は茲に英蘭土其の當時の社會組織としての封建制度の實質を適確に知るの要がある。

封建制度は三個の要素より成立して居ると云ひ得やう。即ち其の社會の主たる關係が第一に主と臣との關係で之に第二に土地保有關係及び第三に領主の特權が必然的に包含せられて居るのである。而

して此の關係を定める一群の法律が封建法である。若し封建法の特長を求めばそれは近代法との比較である。即ち此の時代は公法、私法の區別を全然認めて居なかつた事實である。裁判權の如き又官職の如き、或は王位すらも一の財産であり、王の公私の資格の區別は全然存在せず、國家なる觀念の如きは當時の法律には全く發見し得ぬ處であつた。(註三)又封建制度は一の契約である。その社會を結束する主なるものが領主とその臣下の關係で、領主は保護防禦の義務を有し、臣下は軍役其他の負擔並に尊敬臣仕の義務を負ふのである。封建制度が一の契約として最も顯著なる例はマグナ・カルタである。(註四)其規定する處は第十三世紀の初頭に於てジョン王が開却せんとしたる封建慣習の諸點である。其の主張する根據は封建制度の原則であり、その表言する處は封建思想で、且つ當時の諸侯の利益を侵犯せざる限りに於て王の權利に封建的説明を下すものである。何がマグナ・カルタを發布せしめたるやと問はず、そは當時の封建的義務の重加と封建裁判即ち領主の特權に對する王の侵害であつた。試に其の數項を見よ。第十二、二十一、及び三十九條の軍役代用金 (scutage) の如き、又封建的附帶義務 (feudal incidents) と稱する第二條の土地相續賦課金 (relief) 第三十一條の土地回収 (escheat) 第五條の年少相續人に對する後見保護 (wardship) 第六、及び七條の結婚 (marriage) に關するもの、或は第十二條の封建御用金 (aids) に關するもの、及び第三十四條の封建裁判所に關する規定の如きは其の一般である。即ち是等は封建本來の契約を條項の上に明にしたもので第六十一條は王の此の條項に對する制裁である。(註五)アダムス教授の全條文分類に従へば非封建的條文は司法、森林、王の大權に關する全文六十一ヶ條中僅々二十ヶ條前後に過ぎずして、他は若し直接でなければ間接に悉く封

建的條文なのである。(註六) 茲に於てか吾人は多くの論者(註七) の如くマグナ・カルタは自由選取のものではなく寧ろ保守・否退變的であつたとするを當然と感ずるのである。唯茲に後年英國憲法の發達に重大なる關係を齎せるは是等の條文規定に依り王は法の下に在り(King under the law) の原則を設立した事である。

既に述べたる如く封建制度の第一要素は主臣の關係(Vassalage)である。主は臣下を保護するを約すると同時に、臣は臣たるの誓(Hounage)をなし忠を盡す可かを誓(Fealty)のである。而して之と共に種々の義務負擔が起る。即ち軍役(military service)及び其代用金(scutage) 封建附帶義務(註八)(feudal incidents) 並に封建御用金(aids) 駕等である。封建制度は斯く根本に於て主臣の關係であると同時に此の關係は必然的に第二の要素なる土地保有關係(Tenure)を包含するのである。英蘭土の封建制度がノルマン征服の以前に、存在せるか又同征服と共に渡來したるやに就ては議論のある處である。(註十) 然し封建制度が一の法律學說として設立せられたるはウヰリアム一世の渡來と共にであるとせねばならぬ。(註十一) 此の學說に従へば全國土は假令實際上如何なる人に所有せらるるも又其の所有權が如何に複雜するも終局に於ては王の所有する所であるとする。王より直接土地を保有する者を第一位土地保有者(tenant in chief or capite)と呼ぶ。然し多くの場合に於て實際上の土地保有者と王との間には幾多の中間保有者(mesne)が介在する換言すれば最下の土地保有者より最高の土地所有者王に至るまで其の關係は恰も一の三角塔を形成するのである。Z tenet terram illam de.....domino Regerは此の關係を表言する形式である。若し封建制度が土地保有關係を以て全部なりとするならば英

蘭士は最も封建化せられた國であつた。(註十一) 之を全體として見るならば土地を直接王より受くるに非ざるは中間領主(mesne lord)であつて、其は教會が王より受けたるものを使ひに教會よりが又は都市の王より受けたるものを使ひに都市より受けたものである。斯くレ nulle terre sans seigneur の原則が完全に行はるのである。(註十二)

斯く王或は中間領主より土地を保有する時は之に伴ふて保有者は種々の條件に服従せねばならぬ。而して此の條件の如何に依つて土地保有關係の種々の形式を生ずるのである。教會、修道院、僧官僧侶が土地を保有するに宗教的奉仕を條件(Frankalmoign)とし、又直接土地保有者の大多數は軍役(knight service; military service)歸ち戰時に於て一ヶ年二十磅の收入を有する一地域なる一ナイト采地(knight's fee; feodum militis)に就て完全に武装せる一騎手が四十日間王の軍隊に仕ゆる義務を有するのである(military tenure)。又は王の旗手たり或は其の他の勞務例へば森林管理、獵手、傳令たる如きの以て條件として土地を保有する(serjeancy)事があるのである。農產物を地代(free socage)とするがある。或は金錢地代を支拂ふ保有(fee farm)がある。(註十四) 都市に於ける保有關係(Burgage tenure)がある。是等凡てを稱して自由土地保有者(free holder)とする。之に對して自由なふれる保有者がある。即ちヴァーノン保有者(villain)の階級である。吾人は後節更に之に付て詳記する處があらう。

最後に吾人は一の社會組織として封建制度の第11の要件なる領主の特權(Immunity)に就て述ぶる。由來封建御用金(aids)及び軍役代用金(scutage)を原則として王にのみ所屬するのであるが第一位土地保有者(tenant in chief)に許可せらるゝ事がある。又は森林法(Forest Law)より除外せられ、

國稅、地方稅より免除せられ、或は土地保有者關係より生ずる幾多の個人的義務が免除せらるゝ事がある。然し領主の有する特權の最大にして最重要なるは裁判權である。(註十五)

ノルマン王朝の下には三個の裁判所即ち王の裁判所(Royal courts)地方裁判所(Local courts)及び封建裁判所(Feudal courts)が共存して裁判權を相競争して居つた。而して後者は單に土地を保有すると云ふ事實が領主に其の從屬的土地保有者に對して裁判權を有せしめたのである。(註十六)但し此の封建裁判所は純粹の民事裁判上の權利を有したのみであつて刑事裁判權は王の令狀(writ)に依つてのみ享得した。然るにヘンリ二世の司法上の政策は封建裁判所に取りて大敵の出現であつた。彼は即ち王の裁判權擴張に意を致し殊に民事に於ける令狀制度(writ system)は封建領主に對する大打撃であつた。

而して如何に此の封建裁判權への王の侵害が領主にとりて苦痛なりしかばマグナ・カルタが物語る。

マナーに於ける自由土地保有者(freeholder)即ちザーレーンを除外せる他のものゝ間に起れる訴訟事件は王によりて奪取せらるゝ事なからべきを規定せる第三十四條、自由民(free man)は其の同輩貴族(peers)に誇る事なくして王の吏員に依つて裁判所罰せらる事なきを規定せる第三十九條、又貴族は單に其の同輩に依つてのみ科刑せらる可きを規定せる第二十一條の如きである。換言すれば封建裁判所の活動の範圍はマナーに於ける自由土地保有者の紛争事件の裁決である。之は即ち領主がマナーを有すると云ふ事實から起るもので王は總ての裁判權の淵源なりてふ原則に相反するものであつた。

然し封建裁判所は此の純粹なる封建裁判權の以外に王より或る種類の裁判の委任を受けたのである。即ち年二回警察裁判所を開催して輕罪を裁決所罰したのである。第十三世紀の終りに至つて封建

裁判所は上述せる職能の差異より二種の名稱を得るに至つた。即ち自由土地保有者間の民事争議を決裁すべき The Court Baron やローーンの刑事におひれる事件を決定すべき The Court Customary 及び輕罪を所決し秩序を維持する The Court Leet の二つとなつた。

吾人は中世英蘭土に於ける封建制度の典型的一群の法則としてトグナ・カルタを擧げて之に依つて當時の社會の基礎の一端を窺ふた。然し第十三及び十四世紀の社會の基礎は之にて説れ終れりとなす事は出來ぬ。蓋し此の兩世紀の間に於て重大なる變化を生じたるを以てである。吾人は當然此の變化を語らねばならぬ。

註1 Ashely. I. pt. i. p. 5-6

註2 F. W. Maitland—The Constitutional History of England p. 144

註3 Pollock and Maitland—History of English Law vol. I. p. 230 封臣は封建制度の下に於ける財産なつの關係 p. 526.

註4 トグナ・カルタが法律なるか、契約なるか譲讓に期するかの如きの點は権利の宣誓なるか譲讓の存する觀である。

其の決定は難事なるとも何等かの形式にて定めむべしと法令、契約、契約の各性質を具ふと有る得やう、規定する處のものは當時の慣習にて強制するべし。¹ W. S. McKechnie—Magna Carta p. 109、何が封建契約の根本であるかと曰く曰 Homage と fealty である。G. R. Adams—The Origin of English Constitution p. 203 にて此の根本のものが形骸的に表記せらるべし。

註5 McKechnie の如きに據れば註釋、補足 Stubs—Select Charter (9th edition) p. 291 以下。

註六” 確くばタカトベボア・カルタは用ひ難や。英國の事業にして何等封建貴族の概然なる特權の實質をもつて居
る。— Stubbs Constitutional History I. p. 570.

註八” 由來封建制度の其の始より土地は領主の意思の存續期間を保有し得としを名ひて *precarium* 云ふ。ひがて生涯を
保有するか否を問ひて *beneficium* と更に相續的にならば *feodum* 俗に *fee*(采地) と呼んで居る。封建制度の發達
の如しゆりに因る事實は何故相續人を *relief* と相續に於して置換せざるかを説明して居る。此外封建附帶義務
の如きの *escheat* (magna Carta ch. 32) wordship (M. C. ch. 5.) marriage (M. C. ch. 6. 7.) primer seisin.
註九” 領主の離任に際する場合、領主の職位をナカムハサウエ、及び長女の夫の封號の世襲金の義務を負ふべしを *sids* と呼ぶ。M.
C. ch. 12.

註十” Maitland—Domesday and Beyond; P. Vinogradoff—The Growth of the Manor. “此點に就ては11世紀なるは此處に記述
費すの歟などある。

註十一” Maitland—Constitutional History. p. 155

註十二” 英國の封建制が其體の性質の如きを特徴の屬性にのみ適用せられず、その如く國土全體に通用し得べからず
いに、*Landrecht* なる *Lehurecht* の如きが存在する。Pollock and Maitland I. p. 232-236

註十三” P. Vinogradoff—The Growth of the Manor p. 293

註十四” 諸々の士地所有者 *Socage* と曰ふべしをナ・カルタが其種別を認む。McKechnie p. 55. M.C. ch. 37
註十五” Pollock and Maitland I. p. 574-576

註十六” 参 4 P. 571.

III

由來封建制度は後に述ぶる如く政治的部面と經濟的或は社會的部面を有し得る。而して第十三世紀は封建制度の政治的部面に大變化を起し、此の意味に於ける封建制度は殆ど壞滅の運命に遭遇して居たと同時に其の社會的部面は最も完成せられ、マナアの制度は其の發達の最高點に達して居た。當然吾人は前者の變動に一瞥を與へ更に社會的部面に觀察を進むるのである。

マグナ・カルタはヘンリ三世の治下に一二一六年、同一七年及び同二五年に三度發布せられ、又一二三三年、同二五年及び同三七年並にエドワード一世の治下の一九七年の前後四回に亘り王に依つて其の規約を遵奉すべきを保證せられた。再發布せられたるマグナ・カルタの、第一次のものに對しての重大なる變更は王の條規違反の場合に貴族が武力を以て之を強要する旨の第六一條、及び王の專斷の課稅權に關する第一二、一四條の削除である。後者に關しては一二一六年には全然削除せられたるも翌年の第四四條は事實削除せられたる事柄を網羅し、更に一二九七年の保證は之を復活した。(註二) 又前者即ち第六一條の撤回は王に對する制裁強要を全然無用無効のものに歸せしめたるかと云ふに事實は決して然らずしてヘンリ三世の治世は之を明確に證するのである。一二二五年王が特別租稅を課せんとするや時の貴族はマグナ・カルタの再發布と其の保證を要求した。又王の成年に達し、自ら政務を執るに當り、其の行ふ處漸く放漫に且つマグナ・カルタの條項の無視せらるゝに至るや、貴族は一二三七年更に王より其の保證を獲得した。假令、第六一條は削除せらるゝも王は常に制肘を受け條規遵奉を強制せられて居つた。更に此の點を明確に表言するは一二五八年のオックスフォード條款 (The Provision of Oxford) である(註三) 其の根本思想はマグナ・カルタと同様に王權に對する制肘

である。

斯く、マグナ・カルタの再發布及び其の保證並にオックスフォード條款を見る時吾人は如何に封建貴族諸侯が其の利益其の制度を固執するに執拗であつたかを知るのである。然し時勢は漸く變化して此の間に於て、封建制度の政治的部面を崩壊すべき勢力は醸成せられつゝあつた。ヘンリ三世と其の父ジョンの治世を比較せば大なる相違がある。今や公務執行の主たる目的が王並に其の四周二三の臣下の利益にあらずして其の以上の何等かのもの例へば其の目的は國土の繁榮及び其の利益なりとの思想が假令明瞭なる形を以てにあらざるにせよ當時の人心に漸次侵潤し來つた。王權に對する制肘は即ち舊來の形式に依つて此の異なる思想を表言せんとする關係を物語るものである。(註三)換言すれば國家なる觀念が封建制度に代つて構成せられんとして居つた。(註四)

之に關聯して更に封建制度の政治的部面の崩壊を語るものは封建諸侯の裁判權である。ヘンリ三世の治世は英國コンモン法の全盛期である。王の裁判權は漸次封建裁判權に侵入した。而して當時の社會も之を希望したのである。曰く、總ての自由民は唯王の裁判にのみ服従すべきであると、或は曰く王の法は其の人の如何を問はずして適用すべきであると。而して *The Song of Lewes* は王の法律下に在るを明言して居る。王は其の權力を適法に行使するなる條件の下に神より委任せらる。法の上に在るは即ち神のみなりと。此の理由こそはサイモン・ド・モントフォルトをして最も大膽なる民主的支配權を得てしめたのであつた。又ブラックトンは王の行爲の責任なきを (*The King can do no wrong*) 認めたると同時に王は亦法を嚴守すべき道義的義務を有すとした。(註五)是等は一見王を制肘する如きも其

の實は王の法律の尊嚴を増した。同時に法律家の其の職業に對する誇、熱誠はコンモン法裁判所の繁榮を齎した。單に封建貴族の利益のみならず一般社會の利益も尊重せらるゝれるを主張せる一二五九年のウェンストンスター條款 (The Provision of Westminster) は自由民に對する裁判權の大部分を封建裁判所より王の裁判所へ剥奪した。(註六) 又ニードワード一世治下の Quo Warranto は封建的特權に對する大なる攻擊であつて、王は各地に法官を派し其の特權保持の據所を尋ねやしめた。王は將に特權の大部を剥がんとせしも極端に走るを避けて一二九〇年一の調停を認可した。(註七) ハヨン王の下に Writ Praecept (註八) は封建諸侯にとつて重大なる事柄であつたが、ヘンリイ三世の治世には殆ど顧るものなく封建的裁判權は剝る儘に委せられた。唯此の間に相不變、其の裁判權を行使したるものありとせば、そはマナア裁判所の公安保持の小犯罪の所罰であつた。然しそとても唯農奴に對するのみにして所謂自由土地保有者に關しては何等權力あるものではなかつた。

斯く封建裁判權は王權によりて侵入せられた。然らば土地保有關係に於ては如何なる變化を來したか。第十三世紀を通じて制定せられた法令としては唯、Quia emptores terrarum (一二九〇年) のみが纔に重要視せらるべきものであつた。由來土地の讓渡割譲には二途ありとばらく、即ち一は保有地の全部或は一部を讓渡又は割譲し、其の保有關係換言すれば保有者の領主に對して負擔すべき條件義務は讓渡したる部分に應じて被讓渡人に移ると、他の一は自己の下に更に新たなる土地保有關係を設定する事である。前者は之を保有人の交代 (substitution) と呼び、後者は之を從封地設定 (subinfeudation) と名づくる。是等二途の何れなるにせよ領主にとつては不利益なる結果を齎すものであつた。蓋し前

者に於る譲渡割譲は前保有人より不信なる保有人の来る事あるべく或は亦保有人の譲渡の自由を有するは領主に對する臣としての奉仕の念の弱むる事あるべく以てである。又、從封地設定に依つて領主の封建的權利例へば後見保護 (wardship) 又土地の復歸 (escheat) 等の如き所謂封建附帶義務 (feudal incidents) に包含せらるものは侵害を受くべく以てである。(註九) Quia emptores は此の關係と譲渡權の自由を承認せんとする時勢に對する一の折衷である。即ち一方に保有人交代の自由を認むると同時に從采地設定を禁止して領主の封建的權利を保護せんとしたのである。(註一〇)

Quia emptores は上述せる所に依つて封建關係更進の上に大なる支障を設置したものなる事を察知し得るのである。然し封建制度の一面向なる土地保有關係は此の一事を以て制度其の者の興廢に關する打撃を受けたものではない。單に何等の打撃を受けざりしのみか其の土地保有關係は代つて第十三世紀に於て最も強固に、更に此の關係は今後三百年を繼續し一六六〇年の軍役保有廢止令(註十一)後に於てすら依然として土地の關係を規定する原則であつた事を見るのである。換言すれば此の部面より見たる封建制度は第十三世紀に於て全盛期に達し、唯其の政治的部面が漸く勃興する新時勢の前に類死の運命に遭遇して居つた。茲に於てか吾人は封建制度の經濟的或は社會的部面を劃然と其の政治的部面より區分するの要がある。(註十二)

然し此の區別は一見頗る難事に見ゆるのである。例へば地方の警察裁判の管轄權或は地方の裁判所の如き政治的諸制度が經濟組織と混同し、又は相續賦課金 (relief) 及び封建御用金 (aids) の如き政治的のものが其の金錢支拂たるの關係より經濟的性質を有する如く見へたりする。而して此の混同混亂

の主たる原因は地領的のマナアが封建制度の政治的及び經濟的の兩方面の接續點であつた事實に存する。マナアは封臣封地の地位の高低如何を問はず一ナイト采邑 (fee) を形成し或は亦此の采邑中に一小マナアを形成するものも凡て地領的であつた。而して此の地領的なマナアの保持經營せらるゝや其の目的とする處は經濟的であつて其の收入を以て領主及び其の家族を支持し、領主の更に上級なる領主に對する封建的義務を履行せしむる爲めのものであつた。王より以下全封建制度を維持するものは實に此のマナアである。然し多くの場合此のマナアと相一致するナイト采邑を成立せしむる關係は經濟的のものではない。ナイト采邑を封せらるゝや、其の臣は經濟的義務の負擔を約せるに非ずして寧ろ軍役、宮庭奉仕、封建御用金或は忠節を誓ふ如き政治的義務の負擔を約したのである。吾人が第十三世紀を以て封建制度の經濟的なる部面の全盛期となす之所以はマナア經營の組織が、其の政治的部面が没落し行く事實にも係らず最も完成した時期なるに依るものである。

然しマナアの組織經營に關しては當時の社會問題の中心なるヴァーレーンの階級のマナアに於ける地位を明かにすれば此處には足りるのである。(註十三)概言すればマナアの領主は其の邸宅と一帶の耕地を領有する。然し封建制度の土地保有の學說上眞に領主自身の領有するは此の一帶の耕地中に存する領主所領 (demesne) のみである。領主所領の外に他の土地保有關係が存在する。領主に對して農產物地代を提供するに依つて土地を保有する小作人がある(socage)。或は又マナアの慣習即ち勞役の負擔に依るヴァーレーンと稱せらるる土地保有者がある。故にマナア内の耕地には三種あるのである。即ち領主所領、自由保有者 (freeholder) の保有地、並にヴァーレーンの保有地 (Villeagium) 之である。而して是

等全體の地域は二個の經濟的羈絆に依つて一體に結合せらる。即ち第一に領主所領は全體或は其の一部が此のマナアの土地保有者が其の保有の條件として提供せねばならぬ勞働に依つて耕作せらるゝのである。其の大部分はヴォーレンによりて耕され小部分が自由保有者或は時には雇傭勞働者に依つて耕さる。而して第二に是等三種の土地は混交して存在し、決して其の一つが園籬等に依つて獨立する事がない。此の一帶の耕地は即ち共同耕作に附せられ一區或は三區に區分し輪裁せらる事に依つて二圃或は三圃農業の名稱を得る所以である。

斯くマナアを觀察する時一封建制度の土地保有關係が如何なる形式をとるにせよ大多數の最後の保有者にして同時に耕作者たるはヴォーレンの階級たるを知るのである。社會の大多數は此の階級にして時には農奴と呼ぶ。その負擔する經濟並に封建的義務は種々である。此の間に自由民、非自由民の區別が發生し、法律の差別的待遇を受け更に此の階級の利害に關係最も深き經濟的變化は第十四世紀の社會的波瀾を惹起し、遂には封建制度の經濟的部面なるマナアの制度を破壊して中世紀の社會は新なる組織を形成せんとするに至るのである。

註1° ヴガナ・カルタの再發布、保證 G. B. Adams—The Origin of the English Constitution p. 276 以下。1397年の保證
Stubbs—Select Charter p. 384

註11° stubbs—Select Charter p. 493

註111° G. B. Adams p. 291—293

註四、中世に於ける國家の觀念成熟、之は議會の發達と深き關係を有す A. F. Pollard—The Evolution of Parliament. p. 133 以下

註 H. W. C. Davis—England under the Normans and Angevins p. 492

註 K. Stubbs. S. C. p. 389.

註 L. Pollock and Maitland. I. p. 572

註 M. Witt—Principes de l'origine et du développement des institutions politiques en Angleterre. Maitland—Constitutional History p. 112-113 へは領の回収貴族に依りての裁定もあれば、その法律は貴族が承認するを得た。の封建的封君に親近するもの。 Pollock and Maitland. I. p. 173. Magna Carta ch. 34. McKechine. P. 405-413

註 N. Pollock and Maitland I. p. 380

註 O. 註 H p. 337.

註 P. 1. 2 Cha. II. C. 24. C. Grant Robertson—Select Statutes, Cases and Documents p. 12. 軍役士地保有者は嚴格に解せられ、1000-1100の1世紀ほどの時期に於ける軍役代用金を擧げ得るのみならず。然れども1世紀の間で上記封建的な軍隊の組織は既に崩壊して、誰かに於いて軍役代用金を擧げ得るのみならず。然れども1世紀の間で上記封建的な軍隊の組織は既に崩壊して、誰かに於いて軍役代用金を擧げ得るのみならず。

註 Q. G. B. Adams. ch. I. Note B 'Anglo-Saxon Feudalism and Political and Economic Feudalism.'

註 R. マートンの論文の如きの趣旨は、Seebold—The English Village Community; Ashley—Economic History; Cunningham—Growth of English Industry; Vinogradoff—English Society in the Eleventh Century; Vlaineage in England; The Growth of the Manor; Maitland—Domesday Book.

圖

英國中世の社會は大別して自由士地保有者 (freeholder) とノーハーの二階級との事が出来る。自由士地保有者の社會の人は自由民 (Freemen) に非ずば非自由民 (unfree) と稱する事が出来る。自

由土地保有者及びヴァキーレーンの區別は土地保有關係 (tenure) の區分であり、自由民、非自由民の分類は人の身分 (status) の上の差異である。然し自由土地保有者常に自由民と稱する事は出来るが、ヴァキーレーン常に非自由民と呼ぶ事が出來ない。何となれば自由民が屢々ヴァキーレーン土地保有をなすを以てはある。然し非自由民は常にヴァキーレーンと名くる事が出來る。故にヴァキーレーンなる言語に二義あるを知らねばならぬ。一は土地保有關係を指し、他は一の身分である。前者の意義に於ては此のうちに自由民も亦當然非自由民も包含し得る。後者の意味に於けるヴァキーレーンは單に非自由民のみを意味し得る事となり、之即ち嚴格なる意味に於ける農奴 (serf) である。然らば此の農奴、即ち非自由民、或は身分上のヴァキーレーンは何を以て他の一團の自由民より區別せらるべきか。

農奴の人格は領主に所屬するものである。領主は自由に彼等を轉住せしめ、又如何なる種類の勞役も任意に之に課する事が出來る。王の裁判所は此の點に關して何等干涉をせず、農奴を保護する事はないのである。即ち總ての自由民は法の前に平等であるが、農奴は領主に對して凡ての點に於てそうであると云ふ事は出來ぬ。更に農奴は領主に依つて轉賣せらるべき一の動産であつたのである。(註一) 又農奴は領主に對して財產上の權利を主張する事が出來ぬ。身體既に領主に屬さば其の所有するもの及び所得するものは當然領主に屬すべしである。茲に於てか農奴は動産相續賦課金 (heriot) を負擔せねばならぬ。又當然一般封建法の原則に依つて土地相續賦課金 (relief) を提供せねばならぬ。(註二) 農奴が領主に依つて其の土地を剥奪せらるるとも王の裁判所は之を保護せぬは既に述べたる處であるが、之は寧ろ彼が農奴たるの故を以てにあらず彼の土地保有者がヴァキーレーンなのを以てであると見る

が適當である。何となればヴァキレーン土地保有者をなす自由民も等しく此の點に於て領主に對して保護せらるゝ事なきを以つて、ある。

是等は農奴の領主に對する私法上の權利の缺陷と稱する事を得やう。然し農奴は奴隸 (slave) とは區別せらるべきである。即ち之を刑法上に見る時農奴の生命身體は領主に對しても保護せらるゝのである。然し此の保護は決して農奴が領主に對して生命身體の權を有すると云ふことを得ない。何とならば農奴は其の生命身體に傷害を受くるも領主を相手取て訴願 (appeal) をなす事が出來ぬを以て、ある。(註三)

農奴の隸屬的に待遇せらるゝや夫は單に領主に對してのみである。領主以外の人に對するや法律上の待遇は自由民と何等差等を設けぬ。生命身體に傷害を受くれば王の裁判所に依つて保護せられ、其の土地保有權、動產の所有權を完全に有し、其の侵害に對しては適當の救濟手段を持つて居る。

農奴の性質斯くの如しとすれば、如何なる事情に依つて人は農奴となり、又農奴は隸屬的狀態より解放せられて自由民となるか。前者に關する最も單純なる場合は生來の農奴である。兩親の何れかが自由民なる時は如何。通則は非自由民の血が其の子女の身分を定む。又雜婚の場合は如何。自由民が農奴の女と婚姻する時は之に依つて何等變化する事なく依然として自由民たり。若し自由民の女農奴と婚姻する時は少くとも夫の存命期間非自由民と認めらるゝのである。自由民が代々久しき期間に亘つて農奴の勞役に服する時は遂に農奴として遇せらるに至る。之れ Prescription に依る非自由民身分の獲得の場合である。他方に於て後者即ち農奴は如何にして隸屬的境遇より離脱して自由民となるか。最も

數多き場合は釋放 (manumission) であつて、領主は任意に之をなす事を得。或は特許狀 (charter) に依り或は自由土地保有關係の新設定に依つて農奴は自由民となる。釋放の外に或る期間王の所領 (royal demesne) に居住するに依り或はナイトせらるゝに依り、又は僧籍に入るを以て自由民となつたのである、然し後者は通例、法の許可せぬ所なるも何等かの機會に僧となれば自由民となる。

農奴の性質に關しては其の意義上他と混同を惑起する餘地は更になし。然し他方に於て自由民は絶へずヴァキレーン土地保有關係を設定し、此の場合に彼等農奴と等しくヴァキレーンと呼ばれるのである。然し此の種のヴァキレーンは此の土地保有の設定に依つて自由民たるの身分は決して失はぬ。領主が其の土地を奪取する時或は任意に労役の條件を變更するも自由民なるヴァキレーン土地保有者は農奴と等しく領主に對抗して保護を受くる事が出來ぬ。然し之と同時に彼は農奴と異り任意に且つ隨意に其土地を去る事が出來る。

茲に於てか、身分たるヴァキレーンより土地保有關係なるヴァキレーンの區分が生ずる。後者の場合には云ふ迄もなく自由民と非自由民を共に包含し得るのである。然らば此の土地保有關係としてのヴァキレーンを自由土地保有關係と區別する標準は何か。既に述べたる處に依り領主に依る土地保有剝奪が何等王の裁判所に依つて其の保有を保護せられぬ時之をヴァキレーンと云ふかの觀を呈する。然し法律の學說として王の裁判所が之を保護せざる故に其の土地はヴァキレーン保有たるにあらずして、寧ろヴァキレーン保有たるが故に王の裁判所は之を保護せぬのであると解すべきである。従つてヴァキレーンを他より區分する標準とはならぬのである。吾人は他に之を求めねばならぬ。

一般土地保有關係に従つて勞務 (service) を探つて見る。普通、ヴィレーン保有の勞務或は勞役と稱せば領主所領耕作なる一週間中幾日かの週仕事 (week work) 或は特種の場合例へば收穫時に於ける特別仕事 (boon-work) を意味するのである。然し斯る農業的勞働を提供するを以てヴィレーン保有の特長たりとする時は農產物を地代として保有する *Soage* も農業的勞働なりと云ふを得べく或は自由土地保有者も時には此の種の勞役を提供するを以て是等との混同は免れぬ。茲に於てかヴィレーンの勞役は其の種類並に其の量が不確定であると云ふ點に他との區別點を求めるとする。即ちヴィレーン保有者は翌朝如何なる仕事或は如何なる量の仕事をなすべきかを前夕知らぬのである。(註四) 或は曰はん農夫は通常眞の仕事の種類並に量を略々知り居ると。然し更に此の點を考察すれば此處に大なる不確實性が存するのである。仕事をなさざるべからざるは知れども其の種類其の量は多く領主の意思に依つて定まる。領主が任意隨時に保有地を剝奪するを得るを以て其の保有はヴィレーンなるにあらずして、寧ろ保有者が假令法律上自由民なるも農奴と等しき不確實なる勞役を提供するを以てヴィレーンなのである。

註一、此の點は一の問題である、封建時代に轉賣の事實は認めぬ、然し解放の通常の形式なる自由の販賣は一の農奴の轉賣と見る事が出來る。Vinogradoff, *Villainage in England* p. 151 解放或は自由の販賣に領主が農奴より金錢を受けたりとせんか封建法に依れば領主は領主の金錢を受けたる事となる。事實上此の法律上の困難は第三者の介在に依つて除外せられた。Pollock and Maitland I. p. 427.

註二、本稿、二、三、註三
註三、Pollock and Maitland I. p. 415.

註四 Vinogradoff—Economic Journal vol X p. 308. Pollock and Maitland. I. p. 371.

註五、此の外娘の結婚に當り領主に支拂ふくわ金merchet はその保有關係の下賤な事を示した。之を以てグヰレーン保有を定むる標準となられた。Vinogradoff—Village in England p. 153 P. and M. I. 372

五

既に吾人は一の社會制度とし又一の法律組織としての封建制度に就て述べ、更に封建思想の頽廢を見其の政治に表はるゝ部面は滅亡の運命に頻し、唯第十三世紀の末に於て封建制度の存留するものありとせば、そは同制度の經濟的部面に於てであつた。而して當時の社會の經濟生活の中心はマナアで、其の經營運行の爲めに隸屬的農民を有し、其の大半は自由民より區別せられて社會を二分した。纔に釋放其の他一二の事實が此の隸屬を解放したが、全體には何等の關係を及ぼさず、若し四圍の事情の許さばマナアの組織は更に其の全盛期を續けんとした。然し此間に漸く經濟的動因は働いて隸屬者を自由民に解放し、遂には此の殘存せる封建制度の經濟的部面の中心たるマナアを破壊せんとして居つた。然し此の經過が完成する迄には幾多の變遷爭鬭を経ねばならなかつた。

此の經濟的動因とはグヰレーンの勞役提供に代る金錢地代の代用(Commutation of services for money rent)であつた。舊制度に依れば王は地を封じ軍役を課し以て封建軍を組織した。領主は從封地を設定し勞役を得て其の所領を耕作した。而して若し此の全制度にして破るものとせば先づ第一に是等勞務に代るに足る充分の貨幣流通を條件とする。然るに當時英蘭士は此の條件を漸く充さんとして居

た。自然農業の時代は漸く貨幣經濟の時代に推移せんとして居つた。ノルマン征服以來史上最も顯著なる事實は中央政府の權力の増大である。有力なる中央政府の存在は領土内の秩序を維持し各地方間に、商業の途を開き貨物貨幣の交易流通に便宜なる素地を作つた。又其の地理的地位は歐洲の市場に有利なる條件を與へ、特に第十二世紀より開始せられたるフランダースとの羊毛取引は漸く盛大に、大陸に於ける領地領有は通商の途を開いた。(註一) 貨幣の流通は先づ勞務に代るに金錢代用を可能ならしめ其の影響する所は政府の財政關係より社會の各般の事柄に及むだ。

斯る事情の下に農民は煩多なる勞役より逃れ其の隸屬的地位より離脱せんとし、領主亦之に依つて利せんとした。蓋し勞役は時と精力を消耗空費し、金錢地代の代用は勞役賦課に要する役員其の他の煩務を無用に歸せしめ同時に耕作上の效程を擧げたるを以てある。然し事實上農民は領主より大きな利益を受けたと云ひ得る。慣習一度成立する時は之を動かすは困難事であつた。即ち一度定められたる地代は時の變遷に應じて變更する事は難しかつた。物價は漸次騰貴し貨幣の購買力は夫れに應じて減却するに地代の金額は概ね同一で農民の利する所は太であつた。

此の變化は更に社會に影響した。金錢地代の出現は單に勞役を廢せるのみならず領主、ヴァーレーン間の關係を緩めたのである。ヴァーレーンは其の土地保有に一定の地代を拂へば事足り、領主の干渉を減少し、農民は最早領主の耕作上の器具ではなかつた。斯く解放せられたる農民は依然のヴァーレーンではなかつた。從て molemen 或は gavelmen の如き新名稱は自由土地保有者とヴァーレーン保有者の中間的階級を指す事となつた。

經濟的變化は既に社會に此の新階級の存在を齎した。然るに當時の法律は如何に進行しつゝあつたか。法律は是等新變化に何等伴ふ所はなかつた。法律的に見れば夫は領主の權利の破壊なりと解した。王の裁利所は新に出現する階級に就て何等關知する事なく、社會は依然として自由土地保有者かヴァーレン土地保有者か、或は自由民か非自由民かの區別より外になかつたのである。斯くして新時代と舊法律は抵觸し第十四世紀末葉の革命運動の大因となして居る。

金錢地代々用は第十三世紀の中半より漸次出現し其の進行の程度は遅々として第十四世紀の中半に及むだ。一三四八及び九年の疫病の前後に於ては未だ勞役耕作が主たる部分をなした。茲に於て問題は本稿の頭初に還りロデアースの稱する如く金錢地代々用は農民の地位を改善する如き程度のものではなかつた。(註二)唯疫病後此の代用は益々盛んとなつたのを見るのである。又同時に疫病は此の經濟的變化に對して反動を惹起する原因となつた。疫病に依る勞力の減少、勞銀の高騰は金錢地代々用をなせる領主に耕作費用の騰貴を意味し、遂に領主をして舊制度への歸復又は其の維持に努めせしむる事となり、其の救濟手段として一二四九年の勞働者規則(The Ordinance of Labourers)及び一二五一年の勞働者法令(The Statutes of Labourers)の規定に導いた。(註三)即ち之に依つて勞働者の最高賃銀を定め領主も亦之以上支拂はざる事とした、而して其の法令の行はれるるや特種の法官(Justices of Labourers)を任命して強制した。此の反動的運動の下にヴァーレンの地位は漸次堪へ難きものとなり一二七七年既に彼等は結束して反抗の氣勢を擧げ一二八一年は單に之が延長であつたのである。(註四)

・ヴァーレーンと領主との間の争鬭は農民叛亂以後に續く。一三八一年の農民叛亂は久しい争鬭の間の一事件に過ぎぬのである。マナーの組織を終焉せしめたのは此の叛亂ではない。マナーは第十五世紀に入りて漸次覆滅するので未だ其の歴史は長いのである。唯此處には農奴は地代を支拂ふて自由民たり、法は總てに平等であるとの農民叛亂を中心として社會の多數階級よりあげられたる聲の理由の存する處を察知するを得ば本稿の目的は達したのである。

註1' Vinogradoff—Villainage in England p. 179-181

註2' F Lipson—The Economic History of England p. 83-84.

註3' English Economic History Select Documents. by Bland, Brown and Tawney. p. 164.

註4' Petit-Dutailis. p. 268.

(1911.10.10)

楨

智

雄